報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 博愛会(以下「この法人」という。)の定款の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償 (以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定める。

- (1) 本規程での役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 本規程での役員等とは、理事、監事、評議員をいう
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう
- (5) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤や交通費及び出張に必要とする旅費 (交通費、宿泊費)等の経費といい、報酬等とは別に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

(報酬等の決定)

第4条 この法人の評議員の報酬は、定款に定める金額の範囲内とする。

- 2 この法人の評議員は、評議員会等への出席や法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 この法人の常勤理事及び非常勤理事は、理事会等への出席や法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。 ただし、この規定には理事長は適用しない。
- 4 この法人の監事は、理事会等への出席及び監査の業務にあたった場合は、別表 3により報酬を支払うことができる。
- 5 この法人の評議員選任・解任委員は、評議員選任・解任委員会等への出席や法 人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表4により報酬を支払うこ とができる。
- 6 この法人の理事長は、理事会等への出席や法人及び施設の運営のための業務に あたった場合は、別表5により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、現金により本人に支給する。

ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 支給する金額については、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第6条 役員等がその職務の執行に当たり負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
 - また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。
 - 2 役員等が、法人業務に必要な出張をする場合の経費(交通費及び宿泊費)等は 実費を支給する。
 - 3 役員等が業務執行に必要な経費は実費支給する。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程は令和4年11月15日(評議員会の決議日)から改訂する。

別表1 評議員

区分	報酬の額	支給日	役員1人あたりの上限金額
非常勤	5,510円(1回につき)	都 度	年額102,100円

別表2 理事

区分	報酬の額	支給日	役員1人あたりの上限金額
常勤	5,510円(1回につき)	都度	年額110,210円
非常勤	5,510円(1回につき)	都 度	年額110,210円

別表3 監事

区分	報酬の額	支給日	役員1人あたりの上限金額
非常勤	11,021円(1回につき)	都 度	年額224,200円

別表4 評議員選任・解任委員

区分	報酬の額	支給日	役員1人あたりの上限金額
非常勤	5, 510円 (1回につき)	都 度	年額55,100円

別表5 理事長

区分	報酬の額	支給日	役員1人あたりの上限金額
常勤	11,021円(1回につき)	都度	年額額224,200円